

荒川区ブロック塀等撤去助成事業制度要綱

平成 21 年 7 月 1 日 制定
(21 荒都建第 4 5 8 号)
(副 区 長 決 定)
平成 25 年 9 月 1 日 一部改正
平成 27 年 3 月 31 日 一部改正
平成 30 年 9 月 28 日 一部改正

(通 則)

第 1 条 荒川区ブロック塀等撤去助成金(以下「助成金」という。)の交付については、荒川区助成金等交付規則(昭和 62 年荒川区規則第 27 号)によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目 的)

第 2 条 この要綱は、震度 5 強程度の地震により倒壊のおそれがあり、道路等又は公園等に面する危険なブロック塀等の撤去工事に係る費用の一部を助成することにより、通行人等の地震時の安全性を向上し、もって安全で安心して住める災害に強い街づくりを推進することを目的とする。

(定 義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造、コンクリート万年塀、レンガ造並びにこれらに類する構造の塀及び門柱をいう。
- (2) 危険ブロック塀等 ブロック塀等のうち、倒壊若しくは転倒の危険があると区長が認めたもの又は倒壊若しくは転倒のおそれがあるため注意を要すると区長が認めたものをいう。
- (3) 道路等 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条に規定する道路及び一般の交通の用に供している通路をいう。
- (4) 公園等 荒川区が管理する公園、児童遊園その他の施設をいう。

(助成対象ブロック塀等)

第 4 条 この要綱による助成の対象となるブロック塀等(以下「助成対象ブロック塀等」という。)は、荒川区内に存するブロック塀等であって、次に掲げる要件(ブロック塀等の撤去工事が緊急を要するものと区長が認めた場合にあっては、第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる要件を除く。)を全て満たすものとする。

- (1) 危険ブロック塀等であること。
- (2) 道路等に面しているものであること若しくは公園等の土地であって当該ブロック塀等の倒壊若しくは転倒により当該公園等の利用者に危害が及ぶおそれがある部分に面しているものであること又は道路等若しくは公園等内に存するものであること。
- (3) 当該ブロック塀等が面する道路等の路面若しくは公園等の地盤面又は当該ブロック塀等が存する道路等及び公園等以外の土地の地盤面(当該ブロック塀等が道路等又は公園等に存す

る場合にあつては、当該道路等の路面若しくは公園等の地盤面) から当該ブロック塀等の上端までの垂直距離が 1 . 2 メートルを超えているものであること。

(4) 道路等又は公園等内に突出していない建築物に附属するものであること。

- 2 前項の規定にかかわらず、次条に定める助成対象経費について、荒川区生けがき造成助成金交付要綱 (昭和 6 3 年 4 月 1 日付け 6 3 荒土公発第 9 - 2 号) によるブロック塀等の撤去工事に係る助成、国、地方公共団体その他の団体から同種の助成を受けているブロック塀等については、対象としない。

(助成対象経費)

第 5 条 この要綱による助成の対象となる経費は、助成対象ブロック塀等の所有者 (所有者から委任を受けて当該ブロック塀等の管理を行うものを含む。) が実施する当該ブロック塀等及び当該ブロック塀等の基礎 (当該ブロック塀等の基礎が擁壁である場合であつて、かつ、当該基礎が道路等又は公園等内に存しない場合における当該基礎を除く。) を撤去する工事に係る経費とする。

(助成金の交付額)

第 6 条 助成金の交付額は、前条に規定する工事に要した費用の 3 分の 2 の額とし、 1 メートル当たり 6 , 0 0 0 円を上限とする。ただし、当該額に 1 , 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- 2 前項の助成金は、区の予算の範囲内で交付するものとする。

(助成金の交付の内定申請)

第 7 条 助成金の交付を受けようとする者 (以下「申請者」という。) は、ブロック塀等撤去工事助成金交付内定申請書 (別記第 1 号様式) に、別表に掲げる添付書類を添えて、区長に申請するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による申請があつたときは、内定の可否及び内定した場合は助成金の交付内定額を決定するとともに、決定内容をブロック塀等撤去工事助成金交付内定可否決定通知書 (別記第 2 号様式) により、申請者に通知するものとする。
- 3 区長は、前項の内定の決定に際しては、別紙 1 の条件を付すものとする。

(申請内容の変更等)

第 8 条 前条第 2 項による通知を受けた者 (以下「助成内定者」という。) は、前条第 1 項の申請の内容を変更し、又は助成対象ブロック塀等の撤去工事を中止しようとするときは、ブロック塀等撤去工事変更等承認申請書 (別記第 3 号様式) に、別表に掲げる添付書類を添えて、あらかじめ区長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請があつた場合は、内容を審査し、助成内定者にブロック塀等撤去工事変更等承認可否決定通知書 (別記第 4 号様式) により通知しなければならない。

(完了報告書の提出)

第 9 条 助成内定者は、助成対象ブロック塀等の撤去工事が完了したときは、ブロック塀等撤去工事完了報告書 (別記第 5 号様式) に、別表に掲げる添付書類を添えて、速やかに区長に提出する

ものとする。

- 2 区長は、前項の完了報告書が提出されたときは、助成対象ブロック塀等の撤去工事が完了したことを確認するものとする。この場合において、区長は、確認のために必要があると認めるときは、助成内定者に対して報告及び資料の提出を求めることができる。
- 3 助成内定者は、前項の規定による求めがあったときは、速やかに応じなければならない。

(助成金の交付申請)

- 第10条 助成内定者は、助成対象ブロック塀等の撤去工事が完了したときは、ブロック塀等撤去工事助成金交付申請書(別記第6号様式)により、区長に申請するものとする。
- 2 区長は、前項の規定による申請があったときは、助成の可否及び助成する場合は助成金の交付額を決定するとともに、決定内容をブロック塀等撤去工事助成金交付可否決定通知書(別記第7号様式)により、申請者に通知するものとする。
 - 3 区長は、前項の交付の決定に際しては、別紙2の条件を付すものとする。

(助成金の請求)

- 第11条 前条第2項の規定による通知を受けた助成内定者(以下「助成対象者」という。)は、速やかにブロック塀等撤去工事助成金請求書(別記第8号様式)を区長に提出しなければならない。
- 2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成対象者に助成金を交付するものとする。

(委任)

- 第12条 この要綱に定めるものを除くほか、荒川区ブロック塀等撤去助成事業制度に必要な事項は、防災都市づくり部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

別 表（第7条、第8条、第9条関係）

申請書等の種類	添付書類の種類
ブロック塀等撤去工事助成金 交付内定申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・案内図 ・工事見積書 ・施工前写真
ブロック塀等撤去工事変更等 承認申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容の変更を示す図書及び書類
ブロック塀等撤去工事完了報 告書	<ul style="list-style-type: none"> ・工事完了写真 ・領収書（写）

上記添付書類のほか、区長が特に必要と認めるもの。

別紙 1 (第 7 条関係)

助 成 内 定 条 件

この助成金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

第 1 承認事項

助成内定者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を得なければならない。

- (1) 事業(助成対象ブロック塀等の撤去工事をいう。以下同じ。)に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

第 2 事故報告等

助成内定者は、事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

第 3 状況報告

区長は、事業の円滑で適正な執行を図るため必要があるときは、助成内定者に対して事業の遂行状況に関し報告を求めることができる。

第 4 完了報告書

- 1 助成内定者は、事業が完了したとき、完了報告書を区長に提出しなければならない。
- 2 区長は、前項の規定による完了報告書を受けた場合において必要と認めるときは、助成内定者に報告及び資料の提出を求めることができる。

第 5 内定の取消し

区長は、助成内定者が次の各号のいずれかに該当したときは、内定に係る決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により内定を受けたとき。
- (2) 内定に係る決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの決定に基づく命令に違反したとき。
- (3) 実施した事業の内容が、荒川区ブロック塀等撤去助成事業制度要綱の趣旨に適合しないと区長が認めたとき。

助 成 条 件

この助成金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

第 1 決定の取消し

区長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成対象ブロック塀等の撤去後に、建築基準法第 4 2 条に規定する道路又は公園等に門又は塀を建築したとき。
- (4) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付決定に基づく命令に違反したとき。

第 2 助成金の返還

- 1 区長は、第 1 の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。
- 2 区長は助成対象者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

第 3 違約加算金及び延滞金

- 1 第 1 の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部が取り消され、第 2 の規定によりその返還を命じられたときは、助成事業者は、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年 10 . 95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 第 2 の規定により助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、助成事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10 . 95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第 4 違約加算金の計算

- 1 助成金が 2 回以上に分けて交付されている場合における第 3 の 1 の規定の適用については、返還を命じられた額に相当する助成金は、最後の受領日に受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額がその日に受領した金額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領日において受領したものとする。
- 2 第 3 の 1 の規定により違約加算金の納付を命じられた場合において、納付した金額が返還を命じられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じられた助成金の額に充てるものとする。

第 5 延滞金の計算

第 3 の 2 の規定により延滞金の納付を命じられた場合において、返還を命じられた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第 6 関係書類の作成保管

助成対象者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかなくてはならない。